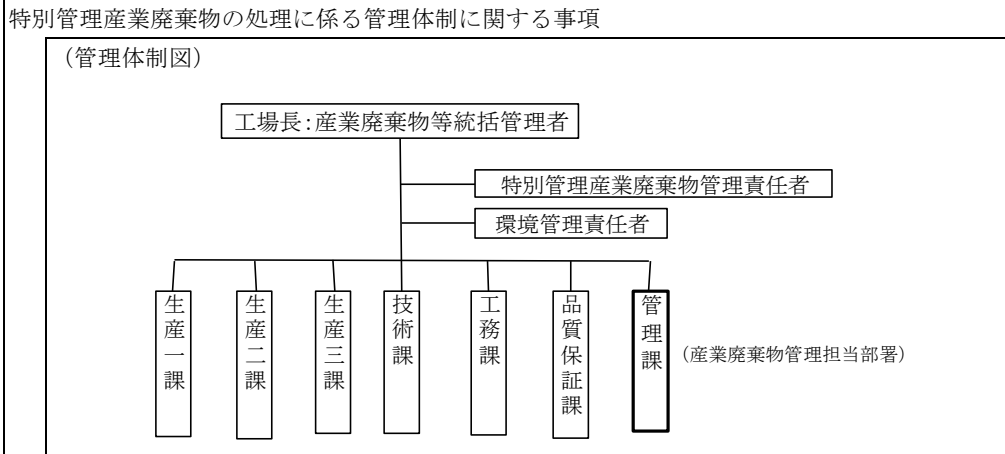


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書			
2024年 04月 22日			
静岡県知事殿			
提出者			
住所 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮3丁目1-17			
氏名 ダイソーケミックス株式会社			
代表取締役 住友 朱之助			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 06 - 6911 - 9310			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。			
事業場の名称	ダイソーケミックス株式会社 静岡工場		
事業場の所在地	静岡県	掛川市	浜野3110
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	化学工業		
② 事業の規模	販売金額 8349百万円 (令和5年度静岡工場実績)		
③ 従業員数	正社員82名 パート6名、アルバイト6名、派遣社員2名、役員1名 計96名		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">汚泥(有害) ⇒ 外部業者へ処理を委託燃えやすい廃油<ul style="list-style-type: none">1) 自社処理(焼却)2) 外部委託処理(焼却または混合エマルジョン化)3) 外部委託処理(蒸留および再利用)ph 2.0以下の廃酸 ⇒ 外部委託処理(中和処理)		

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥	54.200 t
	燃えやすい廃油	7,087.900 t
	ph 2.0 以下の廃酸	1.800 t
(これまでに実施した取組) ・汚泥は、外部委託にて焼却処理を実施。脱水機をフィルタープレスからスクリーデカンターへ変更。特管汚泥と一般汚泥を分別可能としたことから、特管汚泥の排出量が大幅に減少した。(令和4年度: 315t) ・燃えやすい廃油は、リサイクルまたは混合エマルジョン化を含む廃油燃料原料とする業者への搬出を主体とする。 ・廃酸は外部委託にて中和処理を実施。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥	70.000 t
	燃えやすい廃油	9,500.000 t
	ph 2.0 以下の廃酸	2.000 t
(今後実施する予定の取組) ・汚泥は、脱水機の安定稼働及び適切な凝集剤の使用により排出量の減少を目指す。 ・燃えやすい廃油は、可能な限り単品で分取し、リサイクルまたは混合エマルジョン化での処理を推進する。 ・廃酸は対象製品製造時に適宜対応する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) THF、酢酸エチル、N-メチル-2-ピロリドンはリサイクル業者へ売却し、再生品を減量として購入使用。またはリサイクル業者で他社へ売却。 2) 焼却炉の安定稼働により自社焼却の増量を進めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施内容は前年度同様。燃料およびコストに対する効率アップを検討中。再生可能廃液の模索を計画中。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	汚泥	0.000 t	
	燃えやすい廃油	0.000 t	
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	汚泥	0.000 t	
	燃えやすい廃油	0.000 t	
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
	汚泥	0.000 t	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t	6,924.100 t
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 焼却炉での非水廃液（トルエン等）や高濃度溶剤の焼却は行わず、廃油燃料原料やリサイクル業者への売却または支給を進めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量
	汚泥	0.000 t	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t	7,500.000 t
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 自社焼却炉の不調を修理し、自社処理の効率化を進める。廃液の中で、生物処理が可能なものを調査する。燃えやすい廃油の中で、再生可能な廃液品目を模索する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量				
	汚泥	0.000 t				
	燃えやすい廃油	0.000 t				
	ph 2.0以下の廃酸	0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量				
	汚泥	0.000 t				
	燃えやすい廃油	0.000 t				
	ph 2.0以下の廃酸	0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	汚泥	54.200	0.000	0.000	0.000	54.200
	燃えやすい廃油	0.000	0.000	163.800	0.000	163.800
	ph 2.0以下の廃酸	1.800	0.000	0.000	0.000	1.800
(これまでに実施した取組) ・燃えやすい廃油のうち、THF及びN-メチル-2-ピロリドンについては再生利用業者へ売却している。 ・燃えやすい廃油は主に混合エマルジョン化を行い、他業界へのエネルギー源として利用。 ・廃酸は外部委託にて中和処理を実施。						

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	汚泥	70.000	0.000	0.000	0.000	70.000
	燃えやすい廃油	1,500.000	0.000	500.000	0.000	2,000.000
	ph2.0以下の廃酸	2.000	0.000	0.000	0.000	2.000
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度と同様に進める。 ・燃えやすい廃油は焼却炉の安定稼働による処理を目指す。 ・再利用業者への処理は、他の廃油でも引渡しが可能かを模索していく。 						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	7,143.900 t				
(今後実施する予定の取組等)						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。